

※アンダーラインを引いている部分が今回改訂される箇所になります。

改訂書面:「特定管理口座約款」

改訂日 :令和7年6月28日改訂

新	旧
<p>(契約の解除)</p> <p>第7条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解約されます。</p> <p>1 お客様から特定管理口座の廃止の届出があった場合</p> <p>2 お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき</p> <p>3 お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</p> <p>4 お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 前項第1号または第2号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄を払い出すものといたします。</p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第7条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解約されます。</p> <p>1 お客様から特定管理口座の廃止の届出があった場合</p> <p>2 お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき</p> <p>3 お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</p> <p>4 お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき</p> <p><u>5 <u>FX取引口座を解約することとなったとき</u></u></p> <p>2 前項第1号または第2号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄を払い出すものといたします。</p>
<p><u>令和7年6月28日</u></p>	<p><u>平成28年1月1日</u></p>